

みなさまからお預かりした試料（血液等）を含む針などを、研究者や採血者（以下「研究者等」と呼びます）が誤って自分に刺してしまった時（以下「針刺し事故」）の対応について

1. 針刺し事故は、万が一参加者の方が何らかの感染症を罹患されている場合には、研究者等の生命・健康を脅かします。
2. 針刺し事故が起こった場合、研究者等の感染検査を行うとともに、みなさまの試料（血液）が感染症にかかっているか、調べることになります。もし針刺し事故が実際の採血の現場などにおいて起こった場合、みなさまのご希望（感染症検査の結果をみなさまにお知らせするかどうか）を直接お尋ねしたうえで、当該試料の感染症検査を実施いたします。
3. また、匿名化された後の試料において、針刺し事故が起こった場合、2.と同様に研究者等の人権と健康を優先し、研究者等の検査を行うとともに、その試料の検査を行います。ただし、匿名化されてその試料がどなたから由来するものかわからない際には、検査結果をお知らせするかどうかについて、みなさまから再びご希望をうかがって、みなさまに検査結果をお返しすることができない場合があります。